

(表)

保証委託に関する契約書

(あて先) 京都市長			年	月	日
融 資 申 請 者	住所 〒 連絡先電話番号 () —	氏名 年 月 日 生 印			
	連 帶 保 証 人	住所 〒 連絡先電話番号 () —	氏名 年 月 日 生 印		
<p>私たちは、 (以下「金融機関」という。) から京都市看護師修学資金融資を借り入れるに当たり、裏面記載の保証委託約款の各条項を承認のうえ、保証を委託します。</p> <p>なお、借入金額、その他の条件は、金融機関宛に提出する金銭消費貸借契約証書によって確定し、その条項に従います。</p>					

※必ず両面コピーのうえ、記入してください。

保証委託約款

(本約款)

第1条 本約款は、「京都市看護師修学資金融資制度」（以下「本制度」という。）に基づき、京都市（以下「甲」という。）に対し、甲の指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）からの融資のあっせんを申請する者（以下「乙」という。）が、甲との間で締結する「保証委託に関する契約書」（以下「本保証委託契約」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託の範囲)

第2条 乙は、乙が本制度に関して指定金融機関との間で締結する金銭消費貸借契約（以下「原契約」という。）に基づき負担する借入金返済債務、利息及び遅延損害金の支払債務その他一切の金銭債務について、甲に保証を委託し、甲は、指定金融機関に対し、これらの債務を連帶して保証する。

(保証委託契約の成立)

第3条 本保証委託契約は、①乙及び指定金融機関との間で原契約が締結され、②指定金融機関から乙に対して貸付金の交付がなされることにより成立する。

(代位弁済)

第4条 乙が原契約に基づく債務について期限の利益を喪失し、甲が指定金融機関から保証債務の履行を求められた場合には、甲は、乙及び乙の立てる連帶保証人（以下「丙」という。）に対して事前の通知をすることなく代位して弁済する。

(丙の地位)

第5条 丙は、乙が本保証委託契約により甲に対して負担する債務（極度額を限度）について、乙と連帶して保証の責を負う。なお、連帶保証人が負う債務の極度額は、貸付金の合計額と同額とする。

2 丙は、丙が前項の保証債務を履行することにより取得した求償権を、甲に対して行使しないものとする。

3 丙は、甲及び乙との間に本保証委託契約に基づく残債務がある場合には、甲の同意がなければ、乙に対して求償権の行使をしてはならない。

4 前各項の定めに違反することにより、丙が甲に損害を与えた場合には、丙は、速やかに甲に対して当該損害を賠償するものとする。

(保証会社に関する特則)

第6条 指定金融機関が保証会社による保証を本制度に基づく融資の条件とする場合には、第2条の規定に関わらず、乙は、当該保証会社に対し、第2条に規定する保証を委託するものとし、甲に対しては、当該保証委託に伴って、乙が当該保証会社に対して負担する求償権に係る債務、遅延損害金の支払債務その他一切の金銭債務について、保証を委託するものとする。この場合、甲は、当該保証会社に対し、これらの債務を連帶して保証する。

2 前項の場合にあっては、第4条の規定に関わらず、当該保証会社が指定金融機関に対して保証履行を行うことにより取得した求償権について、甲が当該保証会社から保証債務の履行を求められた場合には、甲は、乙及び丙に対して事前の通知をすることなく代位して弁済する。